

一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター給付規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター（以下「センター」という。）の定款第4条第1号に規定する勤労者の生活安定に関する事業のうち、給付金等を給付する事業（以下「給付事業」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給付事業の範囲と実施方法)

第2条 給付事業の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、会員にその給付事由が発生したときは、給付金等を給付するものとする。

2 別表1の給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17）（略称、全労済協会という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結して実施し、センターまたは会員が保険契約の被保険者となるものとする。

3 別表1の給付金の給付の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

4 別表2の給付事業は、センターが独自に実施し、給付金等の給付の条件等は、センターが別に定めるものとする。

(給付の請求)

第3条 給付の請求をしようとする者は、所定の用紙に給付事由の発生を証する書類を添付して理事長に提出しなければならない。

2 給付金の請求は、給付事由の発生した日の翌日から3年以内に行わなければならない。ただし、別表2の給付金の請求は、請求時に会員でなければならない。

(給付の決定)

第4条 理事長は、給付金請求書を審査し、給付を決定したときは給付金決定通知書により通知し、給付を否決したときは、給付金否決通知書により通知する。

(給付の制限)

第5条 給付は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を給付しないこと

がある。

- (1) 給付の請求に虚偽がある場合
- (2) 会費納入の義務を履行しない場合

(給付金の返還)

第6条 理事長は、虚偽又はその他の不正行為により、給付金の給付を受けた者がある場合には、その者に対し、当該給付金を返還させるものとする。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年2月21日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年4月1日、一部改正し施行する。
- 3 この規程は、平成23年4月1日、一部改正し施行する。
- 4 この規程は、平成24年4月1日、一部改正し施行する。
- 5 この規程は、平成26年4月1日、一部改正し施行する。
- 6 この規程は、平成29年4月1日、一部改正し施行する。
- 7 この規程は、平成30年4月1日、一部改正し施行する。
- 8 この規程は、令和4年4月1日、一部改正し施行する。

別表 1 (第 2 条関係)				
給付項目		給付事由		給付金額 (円)
死亡保険金	会員本人	交通事故により死亡した場合		400,000
		不慮の事故により死亡した場合		200,000
		疾病により死亡した場合	65歳未満	100,000
			65歳以上	50,000
後遺重障害障害保険金	会員本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合		400,000~16,000
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合		200,000~8,000
		疾病により重度後遺障害の状態となった場合	65歳未満	100,000
			65歳以上	50,000
傷病休業保険金	会員本人	傷病により右の期間を休業した場合	14日以上30日未満	10,000
			30日以上60日未満	15,000
			60日以上90日未満	20,000
			90日以上120日未満	25,000
			120日以上	35,000
住宅災害保険金	住宅火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合	50%以上	300,000
			30%以上50%未満	210,000
			20%以上30%未満	150,000
			20%以上30%未満	60,000
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	70%以上	90,000
			20%以上70%未満	45,000
			20%未満	9,000
		会員の居住する建物の床上浸水		18,000
祝金	在会祝金	会員が在会して満20年に達したとき		10,000

別表 2 (第 2 条関係)			
給付項目	給付事由		給付金額(円)
祝 金	結婚祝金	会員が結婚したとき(内縁を含まない。)	20,000
	出生祝金	会員及び会員の配偶者が出産したとき(生後14日以内に死亡した場合は含まない。多産出産の場合は、1児につき1件として取り扱う。)	20,000
	入学祝金	会員の子が小学校、中学校及びこれと同等の学校へ入学したとき	10,000
	成人祝金	会員が満20歳になったとき	10,000
	還暦祝金	会員が満60歳になったとき	10,000
	銀婚祝金	会員が結婚して満25年に達したとき	10,000
死亡弔慰金	疾病以外により死亡したとき(事故等を除く。)	65歳未満	100,000
		65歳以上	50,000
弔 慰 金	配偶者の死亡	会員の配偶者が死亡したとき(内縁を含む。)	30,000
	子の死亡	会員の子又はその配偶者が死亡したとき	30,000
	親の死亡	会員の実父母、養父母又は継父母が死亡したとき(配偶者の親を含む。)	5,000
	住宅災害弔慰金	会員の住宅災害により同居の親族が死亡したとき	30,000
ただし、給付金受取人の重大な過失もしくは故意、会員の犯罪行為等の公序良俗に反する原因による死亡は対象としな いものとする。なお、自殺の場合に限り、会員となった日から1年を経過している場合は除く。			

